

世界遺産条約の概要

(1) 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：186ヶ国（2009年4月現在）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

(2) 世界遺産とは

世界遺産委員会が、記載基準に照らして顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）があると認められるものとして「世界遺産一覧表」に記載する文化遺産及び自然遺産

(3) 世界遺産のカテゴリーと一覧表記載件数（2009年7月現在）

カテゴリー	対象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡を対象	689
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象	176
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象	25
(合計)		890

(4) 世界自然遺産の世界遺産一覧表記載基準

以下のクライテリア（評価基準）の1つ以上に合致する世界的に見て類まれな価値を有し、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。 ※（i）～（vi）は世界文化遺産のクライテリア

（vii）自然景観

最上級の自然現象、又は、類いまれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

（viii）地形・地質

生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

（ix）生態系

陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

（x）生物多様性

学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

(5) 我が国の世界遺産

現在、我が国では、自然遺産3件、文化遺産11件の合計14件が世界遺産一覧表に記載されている。

【自然遺産（計3地域）】

○屋久島（平成5年12月登録、適合クライテリア：(vii) 自然景観、(ix) 生態系）

- ・ 面積：10,747ha（島の総面積の21%）
- ・ 世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む生物相を有する。
- ・ 海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られる。

○白神山地（平成5年12月登録、適合クライテリア：(ix) 生態系）

- ・ 面積：16,971 ha
- ・ 白神山地のブナ林は、純度の高さやすぐれた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異な森林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものである。
- ・ 様々な群落型、更新のステージを示しつつ存在している生態学的に進行中のプロセスとして顕著な見本となっている。

○知床（平成17年7月登録、適合クライテリア：(ix) 生態系、(x) 生物多様性）

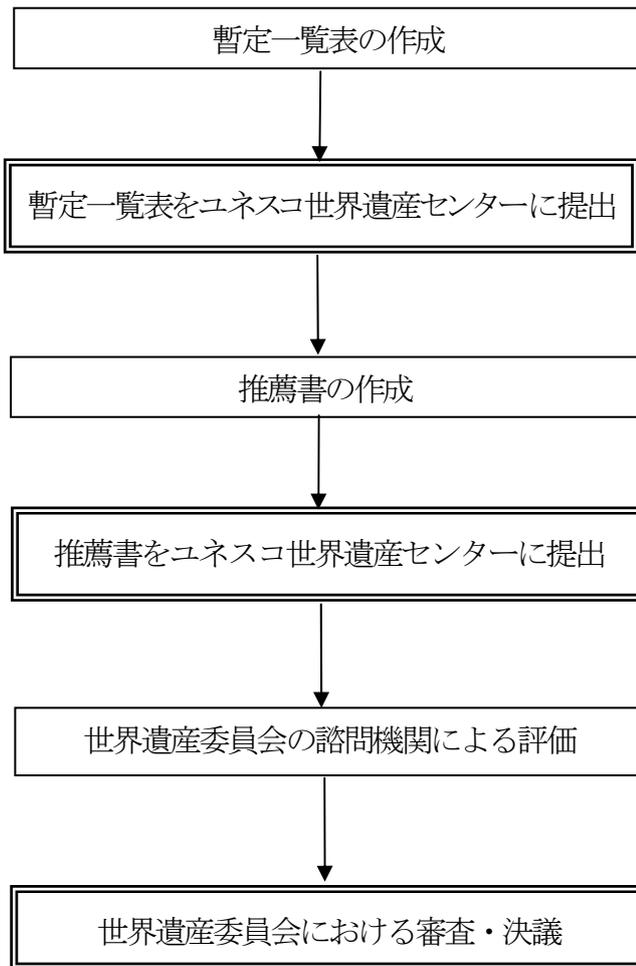
- ・ 面積：71,103ha
- ・ 北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。
- ・ シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなどの国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地となっており、これらの種の存続に不可欠な地域となっている。

【文化遺産（計11地域）】

- ・ 法隆寺地域の仏教建造物（平成5年）
- ・ 姫路城（平成5年）
- ・ 古都京都の文化財（平成6年）
- ・ 白川郷・五箇山の合掌造り集落（平成7年）
- ・ 原爆ドーム（平成8年）
- ・ 巖島神社（平成8年）
- ・ 古都奈良の文化財（平成10年）
- ・ 日光の社寺（平成11年）
- ・ 琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成12年）
- ・ 紀伊山地の霊場と参詣道（平成16年）
- ・ 石見銀山遺跡とその文化的景観（平成19年）

※ この他、「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観—」は、2008年の第32回世界遺産委員会で「延期」との決議が、「国立西洋美術館（計6ヶ国の共同により推薦）」は、2009年の第33回委員会で「情報照会」との決議がなされた。

(6) 世界遺産一覧表記載手続きの概要



暫定一覧表 (暫定リスト)

暫定一覧表とは、条約締約国が世界遺産として価値を有していると考え、将来推薦を行う意思のある物件のリストで、少なくとも推薦書提出の1年前までに締約国政府から提出することとされている。

推薦書

推薦書は、締約国が国内の物件を世界遺産に推薦する際に提出する書類で、遺産としての価値を証明するとともに、将来にわたり保全するための方策等を示さなければならない。毎年2月1日が提出の締め切りとなっている。

諮問機関

自然遺産の諮問機関は、IUCN (国際自然保護連合) が務めている。

(推薦書提出の翌年7月頃)

(7) 我が国の暫定一覧表

現在、我が国の暫定一覧表には、自然遺産1件、文化遺産11件の合計12件が記載されている。

【自然遺産】

- ・ 小笠原諸島 (平成19年)

【文化遺産 (計11地域)】

- ・ 古都鎌倉の寺院・神社ほか (平成4年)
- ・ 彦根城 (平成4年)
- ・ 平泉—浄土思想を基調とする文化的景観— (平成13年)
- ・ 富岡製糸場と絹産業遺産群 (平成19年)
- ・ 富士山 (平成19年)
- ・ 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群 (平成19年)
- ・ 長崎の教会群とキリスト教関連遺産 (平成19年)
- ・ 国立西洋美術館本館 (平成19年)
- ・ 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群 (平成21年)
- ・ 九州・山口の近代化産業遺産群 (平成21年)
- ・ 宗像(むなかた)・沖ノ島と関連遺産群 (平成21年)

(8) 諮問機関および世界遺産委員会による評価

推薦書が提出された世界遺産候補地について、世界遺産センターの自然遺産に関する諮問機関であるIUCN（国際自然保護連合）による現地調査が実施され、評価が行われる。この諮問機関による評価に基づき、年に一度開催（6-7月頃）される世界遺産委員会において、世界遺産一覧表への記載について決議を行う。決議は以下のように分類される。

※文化遺産の諮問機関はICOMOS

※世界遺産委員会は、選挙で選ばれた21の締約国から構成される

記載（Inscription）：世界遺産一覧表に記載。

情報照会（Referral）：付加的情報を求めて締約国に再照会。付加的情報を提出し諮問機関の評価を受けた上で、次回委員会に審査を求めることができる

延期（Deferral）：より徹底した評価もしくは調査を求めて推薦を延期。再度、諮問機関による評価などが必要となる。

不記載（Not to Inscribe）：物件についての新たな科学的情報が得られた場合など例外的な場合を除いて委員会に再提出することができない

第33回世界遺産委員会における自然遺産の審議の結果は以下の通り

国名	遺産名（仮訳）	IUCN勧告	委員会決議
イタリア	ドロミティ山岳地帯	記載	記載
ドイツ/オランダ	ワッデン海	記載	記載
フィリピン	トゥバタハ岩礁海中公園	拡張承認	拡張承認
韓国	朝鮮白亜紀恐竜海岸	不記載	取り下げ
ロシア	レナ石柱自然公園	不記載	取り下げ

※この他、フランスが自国の推薦物件数が2件に達したため、レユニオン島の審査を延期

(9) 記載後の世界遺産について

○定期報告

締約国を6地域に分け、6年に一度、該当地域の全ての世界遺産を対象として、保全状況をモニタリングするもの。現在第2期の定期報告が実施されており、日本が含まれるアジア太平洋地域は、2012年の第36回世界遺産委員会に報告する。

○保全状況調査

課題のある世界遺産の保全状況について委員会に報告。保全状況に関する諮問機関による評価に応じて遺産委員会による決議が行われ、取り組むべき事項や危機遺産一覧表への記載についての勧告が行われる。

○危機遺産一覧表への記載

深刻な特定の危険に脅かされており、保全のために大規模な行動が必要である世界遺産については、危機遺産一覧表に記載される（いわゆる「危機遺産」）。現在、ガラパゴス諸島を含む自然遺産15件、文化遺産16件が危機遺産一覧表に記載されている。

○世界遺産一覧表からの削除

顕著な普遍的価値を喪失するほど損傷を受けているときや、人間の行為による脅威に対する是正措置が提示された期間内に実施されなかったときに、世界遺産一覧表から抹消される。2007年にオマーンのアラビアオリックスの保護区（自然遺産）が抹消されたほか、2009年にはドイツのドレスデン・エルベ渓谷（文化遺産）が抹消された。